

(証券コード6355)
2020年9月14日

株 主 各 位

尼崎市扶桑町1番10号
住友精密工業株式会社
代表取締役 高橋秀彰
社長執行役員

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、開催延期によりご迷惑とご心配をおかけしておりましたが、当社第74期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様には、健康状態にかかわらず当日のご来場を極力お控えいただき、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使していただくことをお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**2020年9月28日(月曜日)午後5時15分までに議決権をご行使ください**ますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時** 2020年9月29日(火曜日)午前10時
新型コロナウイルス感染症拡大の影響及び過年度の退職給付債務の会計上の見積りに誤りがあったことにより、決算・監査手続に遅れが生じたことから開催日が前回定時株主総会の日（2019年6月26日）に相当する日から離れております。
- 場 所** 尼崎市扶桑町1番10号
住友精密工業株式会社 会議室
- 会議の目的事項**
報告事項
 - 第74期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第74期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
計算書類報告の件**決議事項**

第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	取締役6名選任の件
第3号議案	取締役の報酬額改定の件

4. その他招集ご通知に関する事項

◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.spp.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、上記の各書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して、事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を受けております。

◎ 添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.spp.co.jp>) に掲載することによりお知らせいたします。

以 上

本総会における新型コロナウイルス感染症に関する当社の対応について

総会当日は以下の対応を予定しておりますので、ご案内申し上げます。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

項目	対応・お願い事項等
総会の議事	・例年よりも時間を短縮して行わせていただく予定です。
受付	・マスクの持参・着用でのご来場をお願いいたします。 ・アルコール消毒液による手指の消毒と検温を実施いたします。 ・受付に際しては、他の株主様との距離をお取りください。
会場	・株主席の間隔を拡げて配置いたします。ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたしますので、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。 ・ご着席後の席のご移動はお控えください。 ・会場内ではマスクの常時着用をお願いいたします。
飲み物	・ご用意はございません。
登壇者・運営スタッフ	・登壇者、運営スタッフともに例年より少ない人数を予定しております。 ・登壇者、運営スタッフともに検温を含め体調を十分確認したうえで対応いたします。 ・マスク及び必要な保護具を常時着用いたします。

なお、検温により37.5度以上の発熱が確認された株主様、体調不良と見受けられる株主様、アルコール消毒液のご利用やマスクの常時着用をしていただけない株主様には、総会会場での感染拡大リスクを低減するために、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

今後の状況変化によっては上記対応を更新する場合がございます。その場合には、当社ウェブサイト (<https://www.spp.co.jp>) にてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

●事前に議決権をご行使いただく場合（ご推奨）

◎書面による議決権行使の場合

行使期限 2020年9月28日（月曜日）午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

◎「スマート行使」による議決権行使の場合

行使期限 2020年9月28日（月曜日）午後5時15分行使分まで

同封の議決権行使書用紙右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取り、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※詳細につきましては、別添のリーフレットをご参照ください。

◎インターネットによる議決権行使の場合

行使期限 2020年9月28日（月曜日）午後5時15分行使分まで

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

●株主総会にご出席いただく場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

議決権行使のお取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット（以下、「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
[電話] 0120-652-031（午前9時～午後9時）

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1)現行定款第3条につきまして、現在実施していない事業目的を削除するものであります。

(2)当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行の機能を分け、取締役会の監督機能を十分に発揮し、また業務執行機能の強化を図ることを目的として、2017年6月に執行役員制度を導入しております。

そこで、定款上も取締役及び執行役員の役位・役割を明確にし、これに関連して株主総会及び取締役会の議長についての定めを変更するため、現行定款のうち、取締役に關する規定の変更、執行役員に關する規定の追加及びその他の関連規定の変更を行うものであります。

(3)執行役員制度による経営体制が定着したことに伴い、取締役の定員を合理的な水準に改めるため、現行定款第19条の取締役の員数を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の製品の製造・販売及び修理 (1)プロペラ・脚その他の航空宇宙用機器 (2)熱交換器・油圧機器・真空機器・半導体及びMEMS製造装置・液晶製造装置・無線センサネットワーク用装置・送風機その他の産業用及び輸送用機械器具 (3)オゾン発生装置その他の電気機械器具並びにオゾン水・オゾンガスその他のオゾン応用品 (4)燃料電池その他の発電用電気機械器具 (5)環境保全用機械器具 (6)前記各製品に關連する機械器具・装置及びプラント 2. 土木・建築及び設備工事の請負 3. 前各号に付帯又は關連する一切の事業	第3条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. (現行のとおり) (1) (現行のとおり) (2)熱交換器・油圧機器・半導体及びMEMS製造装置・液晶製造装置・送風機その他の産業用及び輸送用機械器具 (3) (現行のとおり) () (削除) (4) (現行のとおり) (5) (現行のとおり) 2. (現行のとおり) 3. (現行のとおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条（招集権者及び議長） <u>総会は、取締役会の決議によって社長が招集し、その議長となる。</u> ② <u>社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u></p>	<p>第14条（招集権者及び議長） <u>株主総会は、社長執行役員が招集し、その議長となる。</u> ② <u>社長執行役員に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、代行者がこれに当たる。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 <u>取締役及び取締役会</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 <u>取締役、取締役会及び執行役員</u></p>
<p>第19条（員数） <u>当社に取締役15名以内を置く。</u></p>	<p>第19条（員数） <u>当社に取締役10名以内を置く。</u></p>
<p>第23条（役付取締役及び代表取締役） <u>取締役会は、その決議をもって取締役中から取締役会長及び社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u> ② <u>取締役会は、その決議をもって代表取締役若干名を選定する。</u> ③ <u>代表取締役は、おのこの当社を代表する。</u> ④ <u>各代表取締役は、取締役会の決議により業務を執行する。ただし、日常業務は、各代表取締役においてこれを専行することができる。</u></p>	<p>第23条（役付取締役及び代表取締役） <u>取締役会は、その決議をもって取締役中から取締役会長1名を選定することができる。</u> ② （現行のとおり） ③ （現行のとおり） （ 削 除 ）</p>
<p>第26条（招集権者及び議長） <u>取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。</u> ② <u>取締役会長に欠員又は事故があるときは、社長がこれに当たり、社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u> ③ <u>取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日より3日前に発する。ただし、取締役及び監査役全員の同意があるときは、この期間を短縮し、又は省略することができる。</u></p>	<p>第26条（招集権者及び議長） （現行のとおり） ② <u>取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u> ③ （現行のとおり）</p>
<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>	<p>第30条（執行役員） <u>取締役会は、その決議をもって、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させる。</u> ② <u>取締役会は、その決議をもって、社長執行役員を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員及び常務執行役員を定めることができる。</u></p>
<p>第30条～第43条 （ 記載省略 ）</p>	<p>第31条～第44条 （現行のとおり）</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は本総会終結のときをもって任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者につきましては、取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」に諮ったうえで、取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位
1	たか はし ひで あき 高 橋 秀 彰	再任	代表取締役 社長執行役員
2	で ぐち まさ とし 出 口 雅 敏	再任	代表取締役 専務執行役員
3	いた くら けん ろう 板 倉 健 郎	再任	取締役 専務執行役員
4	はや み とし ひろ 速 水 利 泰	新任	専務執行役員
5	かわ むら ぐん た ろう 川 村 群太郎	再任 社外 独立	取締役
6	み さか しげ お 三 坂 重 雄	新任 社外 独立	—

候補者番号 たか はし ひで あき
1 **高橋秀彰**
(1963年1月30日生)

所有する当社株式数：1,377株
在任年数（本総会終結時）：1年3ヶ月
取締役会出席状況：11回／11回（100%）

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年12月	当社 入社	[取締役候補者とした理由]
2008年6月	産業システム生産部長兼航空宇宙油機事業室次長	長年にわたり当社の油機事業の業務に携わり、中国における合併事業を主導し、油機事業の収益拡大に寄与するなど、豊富な経験、幅広い見識を有するとともに、2019年の就任以来、取締役として当社グループの経営の中核を担っており、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したためであります。
2012年10月	航空宇宙油機事業室長	
2015年7月	航空宇宙油機事業室長兼名古屋営業所長兼経営企画室	
2018年6月	執行役員	
2019年4月	社長執行役員	
2019年6月	代表取締役社長執行役員 現在に至る	

候補者番号 で ぐち まさ とし
2 **出口雅敏**
(1958年11月29日生)

所有する当社株式数：0株
在任年数（本総会終結時）：1年3ヶ月
取締役会出席状況：11回／11回（100%）

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年4月	住友商事株式会社 入社	[担当]
2012年4月	同社 理事 アジア総支配人補佐	コーポレートマネジメント部門長
2013年4月	同社 理事 関西ブロック総括部長	
2014年4月	同社 理事 地域総括部長	
2016年4月	同社 理事 内部監査部長	[取締役候補者とした理由]
2017年4月	同社 執行役員 内部監査部長	長年にわたり経理・財務部門及び内部監査部門の業務に携わり、豊富な経験、幅広い見識を有するとともに、2019年の就任以来、取締役として当社グループの経営の中核を担っており、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したためであります。
2019年4月	当社 常務執行役員	
2019年6月	取締役常務執行役員	
2020年4月	取締役専務執行役員	
2020年6月	代表取締役専務執行役員 現在に至る	

候補者番号 いた くら けん ろう
3 板 倉 健 郎
(1960年3月3日生)

所有する当社株式数：0株
在任年数（本総会終結時）：2年3ヶ月
取締役会出席状況：14回／14回（100%）

再 任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年4月	住友商事株式会社 入社	[担当]
2010年4月	住商エアロシステム株式会社 代表取締役社長	航空宇宙事業部門長，産業機器事業部門長
2013年4月	住友三井オートサービス株式会社 執行役員 首都圏営業本部長	[取締役候補者とした理由]
2016年6月	同社 取締役常務執行役員 営業企画本部長	長年にわたり商社の航空宇宙関連の業務に携わり、経営者としても豊富な経験、幅広い見識を有するとともに、2018年の就任以来、取締役として当社グループの経営の中核を担っており、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したためであります。
2017年6月	当社 執行役員	
2018年6月	取締役常務執行役員	
2020年4月	取締役専務執行役員 現在に至る	

候補者番号 はや み とし ひろ
4 速 水 利 泰
(1960年9月24日生)

所有する当社株式数：557株

新 任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月	住友金属工業株式会社 入社	[担当]
2000年11月	東京エレクトロン株式会社 入社	コーポレートテクノロジー部門長，ICT事業部門長
2006年9月	当社 入社 マイクロテクノロジー事業部エンジニアリング部長	[重要な兼職の状況]
2010年8月	マイクロテクノロジー事業部長兼技術部長	SPPテクノロジー株式会社 代表取締役社長
2011年4月	産機システム事業本部長兼マイクロテクノロジー技術部長	[取締役候補者とした理由]
2012年6月	支配人	長年にわたりMEMS半導体装置事業の業務に携わり、その事業運営全般を主導するなど、豊富な経験、幅広い見識を有しており、当社の経営への貢献を期待できると判断したためであります。
2014年6月	取締役	
2016年6月	常務取締役	
2017年6月	常務執行役員	
2020年4月	専務執行役員 現在に至る	

候補者番号 かわ むら ぐん たろう
5 川 村 群太郎
(1945年1月8日生)

所有する当社株式数：0株
在任年数（本総会終結時）：5年3ヶ月
取締役会出席状況：14回／14回（100%）

社 外
独 立
再 任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1967年4月	ダイキン工業株式会社 入社	〔重要な兼職の状況〕
1996年6月	同社 取締役 グローバル戦略本部副 本部長、同本部マーケティング部長	株式会社イチネンホールディングス 社外取締役
1998年6月	同社 取締役 グローバル戦略本部副 本部長	〔社外取締役候補者とした理由〕
2000年6月	同社 常務取締役 グローバル戦略本 部副本部長	長年にわたりダイキン工業株式会社の取締役として培 った豊富な経験、幅広い見識を基に、2015年の就任 以来、社外取締役として当社の経営全般に助言を頂戴 するとともに、当社の経営を監督していただくこと によりコーポレートガバナンス強化に寄与していただ いており、引き続き当社の経営への貢献を期待できると 判断したためであります。
2002年6月	同社 専務取締役	
2004年6月	同社 取締役兼副社長執行役員 淀川 製作所長（2016年6月退任）	
2015年6月	当社 取締役 現在に至る	

候補者番号 み さか しげ お
6 三 坂 重 雄
(1940年9月26日生)

所有する当社株式数：0株

社 外
独 立
新 任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1963年3月	早川電機工業株式会社（現 シャープ 株式会社）入社	〔社外取締役候補者とした理由〕
1991年6月	同社 取締役 プリントシステム事業 本部本部長	長年にわたりシャープ株式会社の取締役を務められて おり、経営者としての豊富な経験、幅広い見識を基 に、当社の経営全般に助言を頂戴するとともに、当社 の経営を監督していただくことによりコーポレートガ バナンス強化に寄与していただけるものと判断したた めであります。
1994年10月	同社 常務取締役 プリントシステム 事業本部本部長	
1995年4月	同社 常務取締役	
1997年6月	同社 専務取締役	
1998年6月	同社 取締役副社長 （2005年6月退任）	
2010年6月	株式会社バイテック（現 株式会社レ スターホールディングス）社外取締役	
2013年6月	同社 取締役（2015年6月退任） 現在に至る	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 川村群太郎氏が社外取締役在任中である2019年1月に、当社が防衛省との防衛装備品等に係る契約に関して費用の過大請求を行っていた事実が発覚いたしました。また、2019年12月に、当社が製造する高圧ガス保安法適用のプレートフィン型熱交換器の製造において、溶接工程の一部を外注することにより、特定設備製造業者の登録時の申請内容と異なる方法で製造・検査を行っていた事実が発覚し、2020年3月、経済産業省から高圧ガス保安法に基づく登録特定設備製造業者の登録取消処分を受け、また同年7月に欧州圧力機器指令（Pressure Equipment Directive）への適合認証を取消されました。さらに、2020年5月12日に公表のとおり、過年度の退職給付債務の会計上の見積りに誤りがあったことが判明し、過年度の有価証券報告書等を訂正することといたしました。同氏は、事前にこれらの事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立ち、注意喚起をしており、これらの事実が明らかになった後は、取締役会等において、原因究明のための徹底した調査、再発防止に向けた更なるコンプライアンス体制の強化策等について提言をするなどその責務を果たしております。
3. 川村群太郎氏は、2016年6月までダイキン工業株式会社の取締役でありましたが、同社と当社との間の取引高はいずれの連結売上高に対しても2%以下であることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、十分な独立性が確保されているものと考えております。
4. 当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、川村群太郎氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、また、三坂重雄氏を独立役員候補者として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、川村群太郎氏と当社定款の規定に基づき責任限定契約を締結しており、同氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、三坂重雄氏が選任された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。契約内容の概要は次のとおりであります。
- ① 任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第60期定時株主総会において「年額3億9千万円以内」とご決議いただき現在に至っておりますが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと取締役の最大員数が減少することを考慮して、固定の月額報酬及び業績連動賞与のための支給枠として取締役の報酬額を「年額2億5千万円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）」に改定することのご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

対象となる取締役の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと6名（うち社外取締役2名）となります。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

連結業績ハイライト

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属 する当期純利益
51,017百万円	3,353百万円	2,982百万円	1,002百万円
前期比4.1%増	前期比40.3%増	前期比19.6%増	

防衛装備品に関する不正行為につき、本年1月24日、特別調査委員会より調査報告書を受領いたしました。当社は、本調査結果を真摯に受け止め、再発防止策を着実に実行し、お取引先の皆様、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様への信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

一方、2019年12月下旬に、当社が製造する高圧ガス保安法適用のプレートフィン型熱交換器において、製造・検査工程の一部に不適切な行為があることが発覚しました。お客様をはじめとする関係各位に、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。本件に係る経済産業省からの行政処分及び欧州圧力機器指令（Pressure Equipment Directive）への抵触による同指令への適合認証の取消決定を真摯に受け止め、是正措置・再発防止に努めてまいります。

また、本年5月12日に公表のとおり、過年度の退職給付債務の会計上の見積りに誤りがあったことが判明し、過年度の有価証券報告書等を訂正することといたしました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響及び過年度訂正による決算発表の遅延により、関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、重ねてお詫び申し上げます。

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の長期化や中国経済の成長鈍化を背景として製造業を中心に弱含みが続いていたところ、年明け以降の新型コロナウイルス感染症の影響により景気は急激に減速いたしました。

このような環境下、当社グループは各分野の受注確保と拡販に努めるとともに、固定費等の削減に取り組んでまいりました結果、当社グループにおける当連結会計年度の経営成績につきましては、航空宇宙関連において防衛装備品の販売が増加したことに加え、ICT関連で

はMEMS半導体製造装置の販売が堅調に推移しましたことから、売上高は51,017百万円（前期比4.1%増）、営業利益は3,353百万円（前期比40.3%増）、経常利益は2,982百万円（前期比19.6%増）となりました。

また、当期におきましては、防衛装備品関連損失引当金戻入額2,484百万円を特別利益として計上した一方で、高圧ガス保安法に基づく登録特定設備製造における不適切事案に関連して、今後発生すると見込まれる顧客への補償等対応費用の引当として1,002百万円及び再製作が必要となるたな卸資産の評価損として267百万円を特別損失として計上しております。加えて、遊休となった埼玉県入間市の土地・建物をはじめとする、当社グループが保有する固定資産の収益性低下による減損損失930百万円を特別損失に計上しております。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,002百万円となりました。

また、セグメント別の経営成績は以下のとおりです。

なお、当連結会計年度から、より精緻な業績評価や的確な意思決定を行うために、セグメント損益の管理方法を見直し、報告セグメントへの費用の配分方法について、従来各セグメントに配分していた費用の一部をセグメントごとに把握する方法へと変更しており、以下の前期比較については、前連結会計年度の数値を変更後の新しい算定方法に基づき組み替えた数値で比較しております。

① 航空宇宙セグメント

売上高は防衛省向け航空機用脚部品の販売が増加しましたことから、31,692百万円（前期比4.4%増）となりました。営業利益は販売増加に加え、カナダ子会社の改編に伴う合理化等により、1,755百万円（前期比103.6%増）となりました。

② 熱エネルギー・環境セグメント

熱交換器の製造における不適切事案の発覚以降、該当製品の製造出荷を停止したことに伴う影響があった一方、環境関連製品が増加したことにより、売上高は9,032百万円（前期比微減）となりました。営業利益は品種構成等の改善により356百万円（前期比17.6%増）となりました。

③ ICTセグメント

売上高は米中貿易摩擦の影響を受けつつもMEMS・半導体製造装置の販売が堅調に推移し、10,292百万円（前期比7.4%増）となり、営業利益は1,241百万円（前期比1.4%増）となりました。

今後の見通しに関しましては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、国内外の景気見通しはさらに不透明感が増している状況となっております。航空宇宙セグメントにおいては、エアライン各社の大幅減便の影響による脚部品及び航空機のエンジン用熱交換器等の販売落ち込みが想定されることを含め、現時点におきましては、今期業績への影響を合理

的に見通すことが困難であるため、業績予想は未定としております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度の設備投資額は2,121百万円であり、その主なものは、航空宇宙セグメントにおける老朽設備の更新、及びICTセグメントにおける増産体制整備、開発用設備の導入などです。

短期借入金及びリース債務などを含めました有利子負債残高は、約定弁済等を進めましたことから、前期末に比べ、1,322百万円減少し、24,341百万円となりました。

(3) 対処すべき課題

・コンプライアンス問題への取り組み

当社は、2019年1月に、防衛省との防衛装備品等に係る契約に関して費用の過大請求を行っていた事実が発覚しました。これを受け、外部専門家からなる特別調査委員会を設置し、事実関係の解明、原因究明及び類似案件の有無等の調査を実施し、本年1月に調査報告書を受領、開示しました。

この特別調査委員会の提言を含む再発防止策として、コンプライアンス担当役員を選任し、ガバナンスの強化や内部統制の充実、社員のコンプライアンス意識の徹底、部門間連携の強化といった諸改革を進めております。ガバナンス強化の一環として、社長執行役員の諮問機関であった経営会議を意思決定機関と位置付け、重要事項の意思決定を合議制とする意思決定プロセスの高度化等を図っております。また内部統制の充実や社員のコンプライアンス意識向上に向けて、モニタリング機能を強化するための組織・体制整備、コンプライアンスに関する社内規程の見直しや内部通報制度の刷新にも取り組んでおります。他にも部門間連携を含む組織力強化を目的に管理職層の計画的人事ローテーションを開始いたしました。

これらの再発防止に取り組む過程で実施した同年12月のコンプライアンス総点検において、当社が製造する高圧ガス保安法適用のプレートフィン型熱交換器の製造において、溶接工程の一部を外注することにより、特定設備製造業者の登録時の申請内容と異なる方法で製造・検査を行っていたことが判明しました。これに関連して、本年3月に経済産業省からの行政処分、同年7月には欧州圧力機器指令（Pressure Equipment Directive）への適合認証を取消されました。

調査の結果、原因として、コンプライアンス意識の欠如、誤った品質意識、法規等に関する知識不足、現場におけるチェック体制の不備等が確認されました。

製造工程の是正は既に完了し、再発防止策として、コンプライアンスと品質、安全を最優先とする組織風土改革、コンプライアンス・品質・法規等に関する教育の充実等に取り組んでいます。また、現場においては、作業手順書類の詳細化・簡易化に加えて、作業者自身及び第三者がチェックしやすくする現場の見える化に取り組んでいます。

昨年の防衛装備品に係る不正行為に続いての本件の発覚を重く受け止め、あらためて防衛装備品、熱交換器に関係する部門に限らず全社の問題として真摯に改革・改善に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

また、上記以外にも、過年度の退職給付債務の会計上の見積りに誤りがあったことが判明し、過年度の有価証券報告書等を訂正することといたしました。これは退職給付会計に使用する退職給付債務を計算する対象を網羅的に特定できていなかったことによるものです。経理部門の専門知識の強化、退職金制度改定時の社内外関係先との協議手続の明確化、年金数理人へ数理計算を依頼する際の業務手続の明確化と承認手続の厳格化などの再発防止策を講じ、決算・財務報告プロセスに係る内部統制を強化し、財務報告の信頼性を確保してまいります。

・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、航空宇宙セグメントにおいて民間航空機向け脚部品及び同エンジン用熱交換器等の販売減少による当社フリー・キャッシュ・フローへのマイナス影響が想定されます。これに対し当社は資金の流動性を確保するため、手元資金を例年に比べ手厚くしております。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止や感染者発生の影響最小化のため、リモートワーク、時差出勤・通勤手段の見直し、スプリット勤務等により、状況に応じた対応を行っています。

今後、当社業績への直近及び中長期的な影響の見極めとその対策、さらにはこの事態が終息した後の当社事業環境にもたらされる変化に適応していくための準備を行ってまいります。

しかしながら、現時点ではすべての影響や今後の動向を見通せる状況にないため、引き続き世界動向を注視し、しかるべきタイミングでこれらの影響を織り込んだ計画を発表いたします。

以上のとおり、私たち住友精密工業グループは、コンプライアンスという重要な内部課題と、新型コロナウイルス感染症の影響という深刻な外部課題があることから、現行の中期経営計画を数値目標も含め見直しております。

コンプライアンスにおいては社内体制の強化・再構築を行いながらステークホルダーの皆様よりの信頼回復に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症においては事業環境の変化に対応できる全社事業ポートフォリオを再構築することでこの危機を乗り越え、今後ともお客様に満足していただける製品・サービスの提供を行ってまいります。

・現行の中期経営計画

① ビジョンと数値目標

「たゆまぬ技術開発で社会に貢献し続ける会社」を当社グループのありたい姿として、以下のような姿を目指します。

- ・先進技術と経験を融合させた設計開発・製造技術の向上で航空宇宙分野の発展へグローバルに貢献する会社
- ・熱制御・環境技術のアプリケーション開発で社会・顧客ニーズに応え続ける会社
- ・MEMS・ICT関連先行技術で、社会・顧客と共にIoTを切り開く会社

具体的数値目標としましては、2020年度連結営業利益40億円、連結フリー・キャッシュ・フロー20億円以上、D/Eレシオ0.7以下を設定しております。

② 変革への挑戦 “Challenge to Change”

「変革への挑戦 “Challenge to Change”」のスローガンを掲げ、モノづくり力・技術開発力・営業力を再構築していきます。事業の再構築プロセスでは「選択と集中」のコンセプトに基づき、全社ポートフォリオ視点で有限な経営資源（資金・人財）の全社最適再配置（再配分）を実施いたします。

内容的には：

- ・成長分野と資源再配分対象を明確化
- ・事業毎の投下資源と収益性に応じた経営戦略策定と管理の実行
- ・投資リスクマネジメントの強化
- ・住友商事とのシナジーを創出

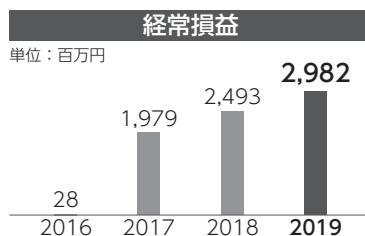
などに積極的に取り組んでまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	48,096	47,241	48,990	51,017
経常損益 (百万円)	28	1,979	2,493	2,982
親会社株主に帰属する 当期純損益 (百万円)	△1,552	508	△2,360	1,002
1株当たり当期純損益	△293円23銭	96円03銭	△446円00銭	189円36銭
総資産 (百万円)	79,584	82,405	83,678	77,485
純資産 (百万円)	30,775	32,080	28,624	28,635

- (注) 1. 1株当たり当期純損益は、期中平均株式数により算出しております。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、「1株当たり当期純損益」を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を2018年度の期首から適用しており、2017年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。
4. 当連結会計年度において、過年度における会計処理に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行っております。2016年度から2018年度における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。



(5) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
住精エンジニアリング株式会社	12百万円	100%	製作図面の作成
新 泉 精 機 株 式 会 社	11百万円	100%	航空機部品他の製造・修理
住精ハイドロシステム株式会社	30百万円	100%	各種油圧機器の製造・販売
SPP長崎エンジニアリング株式会社	30百万円	100%	航空機降着装置の整備・修理及びカスタマーサポート
SPP Canada Aircraft, Inc.	44,200千加ドル	100%	民間航空機向け降着装置の開発
CFN Precision Ltd.	1加ドル	100%	航空機部品の製造・販売
Tecnickrome Aéronautique Inc.	91千加ドル	100%	航空機部品の表面処理
SPP Aerospace Service Inc.	3百万加ドル	100%	民間航空機向け降着装置等の拡販・カスタマーサポート
Sumitomo Precision USA, Inc.	1千ドル	100%	航空機部品の製造・販売
寧波住精液圧工業有限公司	23百万元	51%	油圧部品の製造・販売
住友精密工業技術（上海）有限公司	98百万元	100%	油圧ポンプ、クーラントポンプの販売
SPPテクノロジーズ株式会社	495百万円	95%	MEMS及び半導体関連装置の販売及びアフターサービス
SPT Microtechnologies USA, Inc.	2,607千ドル	95%	半導体製造用熱処理装置等の製造・販売及びアフターサービス
住 精 産 業 株 式 会 社	10百万円	100%	原材料等の仕入

(注) 1. 連結子会社は上記の重要な子会社14社を含め18社であります。

2. 当社は、2019年9月30日付にて、新泉精機株式会社の株式を追加取得しております。

② 重要な関連会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
Silicon Sensing Systems Ltd.	10,500千ポンド	50%	各種産業用センサの製造・販売

(注) 持分法適用会社は上記の重要な関連会社1社を含め4社であります。

(6) 主要な事業内容セグメント

当社グループの事業セグメント別の主要営業品目は、次のとおりであります。

部 門	主 要 営 業 品 目
航空宇宙セグメント	プロペラ系統機器、降着装置系統機器、熱制御系統機器、空圧・空調系統機器、宇宙用機器、油圧ポンプ・バルブ類その他の油圧装置類
熱エネルギー・環境セグメント	液化天然ガス気化装置、アルミ製プレートフィン型熱交換器(空気分離装置及び化学プラント用大型品、輸送用機器及び一般産業用その他の小型品)、ステンレス製コンパクト熱交換器(燃料電池用、コージェネレーション用他)、低騒音ファン、ヒートシンク、オゾン処理システム(上・中・下水、産業排水・パルプ漂白処理及びプール浄化等水処理装置用、半導体製造装置用、その他産業用)、紫外線照射装置、促進酸化装置
ICTセグメント	半導体・液晶・MEMS製造装置(エッチング洗浄装置、スピンドライヤ、キャリア洗浄装置他)、プラズマプロセス装置(エッチング装置、CVD装置他)、MEMSジャイロセンサ

(7) 主要な営業所及び工場

当社の主要な営業所及び工場

本 社	兵庫県尼崎市
東京本社	東京都千代田区
工 場	本社(尼崎市) 滋賀(草津市) 和歌山(和歌山市)
営業所	名古屋(名古屋市)

子会社の主要な営業所及び工場

住精エンジニアリング(株)、住精産業(株)、新泉精機(株)	(いずれも尼崎市)
SPPテクノロジーズ(株)	(東京都)
住精ハイドロシステム(株)	(藤沢市)
SPP長崎エンジニアリング(株)	(諫早市)
住友精密工業技術(上海)有限公司、寧波住精液圧工業有限公司	(いずれも中国)
SPP Canada Aircraft, Inc.、CFN Precision Ltd.、Tecnickrome Aéronautique Inc.、SPP Aerospace Service Inc.	(いずれもカナダ)
Sumitomo Precision USA, Inc.、SPT Microtechnologies USA, Inc.	(いずれも米国)

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	対前期末増減
1,765人	△57人

② 当社の従業員の状況

従業員数	対前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
1,067人	△21人	40才3ヵ月	14年5ヵ月

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	4,869百万円
三井住友信託銀行株式会社	3,685百万円
株式会社横浜銀行	2,720百万円
株式会社滋賀銀行	2,680百万円
株式会社伊予銀行	1,680百万円

(10) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分に関しましては、安定的かつ継続的な株主への配当を基本方針としつつ、企業体質の一層の強化と今後の事業展開のため内部留保等に意を用いるとともに、業績動向及び当社を取り巻く事業環境なども考慮し、総合的に判断することとしております。

剰余金の配当につきましては、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としており、いずれも会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって行うことができる旨を定款で定めております。

なお、期末配当につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による世界的な経済活動の停滞等、先行きが極めて不透明な状況のもと、現時点においては手元流動性を確保することが最善であると考え、誠に遺憾ながら無配とさせていただくことといたしました。

2 会社の株式に関する事項

株式の状況（2020年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,316,779株 |
| | (うち、自己株式数25,110株) |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 4,624名 |
| ④ 上位10名の株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
住 友 商 事 株 式 会 社	1,462千株	27.64%
日 本 製 鉄 株 式 会 社	764千株	14.46%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	235千株	4.44%
住 友 精 密 共 栄 会	122千株	2.32%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	111千株	2.10%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	93千株	1.77%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	62千株	1.17%
山 本 一 廣	62千株	1.17%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	54千株	1.03%
KIA FUND 136	45千株	0.87%

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を除いて算出しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 (社長執行役員)	高橋 秀彰	
代表取締役 (副社長執行役員)	仲田 摩智	熱交換器事業, オゾン事業, MET事業, MEMS半導体装置事業, MEMSデバイス事業, 研究, ICT総括, ICT開発, 環境・設備管理担当
取締役 (常務執行役員)	板倉 健郎	航空宇宙事業, 油機事業担当
取締役 (常務執行役員)	出口 雅敏	経営企画, 管理, 情報システム, 資材, 総務人事, 業務改革推進担当
取締役	川村群太郎	株式会社イチネンホールディングス 社外取締役
取締役	古田 清和	公認会計士 甲南大学共通教育センター 教授 株式会社日伝 社外取締役 (監査等委員)
常任監査役 (常勤)	高橋 歩	
監査役	森 恵一	弁護士 日本ピラー工業株式会社 社外取締役 (監査等委員)
監査役 (常勤)	横尾 幸信	住友商事株式会社 輸送機・建機業務部参事
監査役	三原 秀章	公認会計士 アズワン株式会社 社外監査役

- (注) 1. 2019年6月26日付で、新たに高橋秀彰、出口雅敏及び古田清和が取締役に、高橋 歩が常任監査役に、三原秀章が監査役にそれぞれ選任され就任いたしました。
2. 2019年6月26日付で、高橋秀彰は代表取締役に就任いたしました。
3. 取締役のうち川村群太郎及び古田清和は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役のうち森 恵一、横尾幸信及び三原秀章は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役横尾幸信は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役三原秀章は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 2019年6月26日開催の第73期定時株主総会終結のときをもって、取締役田岡良夫、濱田克彦、佐竹 彰及び白井 文並びに監査役出島隆之、松永徹也及び中西康政の各氏は任期満了により退任いたしました。
8. 監査役横尾幸信の兼職先である住友商事株式会社は、当社の発行済株式（自己株式を除く。）の総数のうち27.64%を有する株主であります。
その他の社外取締役及び社外監査役の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
9. 当社は、取締役川村群太郎及び古田清和並びに監査役森 恵一及び三原秀章を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

10. 2020年4月1日以降で、地位、担当又は重要な兼職の状況に変更があった取締役は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 (専務執行役員)	出口 雅敏	コーポレートマネジメント部門長
取締役 (専務執行役員)	板倉 健郎	航空宇宙事業部門長、産業機器事業部門長
取締役 (社長付)	仲田 摩智	

(ご参考) 執行役員 (取締役兼務者を除く) の氏名等 (2020年4月1日現在)

地 位	氏 名	担 当
専務執行役員	速水 利泰	コーポレートテクノロジー部門長、ICT事業部門長
常務執行役員	綾仁 正人	コーポレートコンプライアンス部門長、内部監査担当
常務執行役員	石丸 正吾	経営企画、管理、情報システム担当
執行役員	南 宏明	オゾン事業、MET事業、MEMSデバイス事業担当
執行役員	矢田 毅	熱交換器事業担当
執行役員	八木 正一	環境・設備管理、研究、油機事業担当
執行役員	田中 雅彦	ICT総括、MEMS半導体装置事業担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役10名 110百万円 (うち、社外 3名 12百万円)

監査役 7名 40百万円 (うち、社外 4名 18百万円)

- (注) 1. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2019年6月26日開催の第73期定時株主総会終結のときをもって退任した取締役4名、監査役3名を含んでおります。
2. 2006年6月29日開催の第60期定時株主総会において取締役については「年額3億9千万円以内」、監査役については「年額7千万円以内」を報酬限度額とすると決議いただいております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する事項

当社は、社外取締役が半数を占め社外取締役を委員長とする任意の「指名・報酬諮問委員会」の答申を踏まえて、2020年3月31日の取締役会にて、2020年4月からの役員報酬制度について決議しております。

① 役員報酬の基本方針

役員が業績向上と中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めることで、当社グループ全体の企業価値向上に資するものとなるように報酬体系を設定することを基本方針としております。

② 役員報酬の内容

1) 取締役報酬

取締役報酬の構成は固定報酬（月例報酬）及び賞与とし、報酬総額については、外部専門機関の保有する当社と同規模の企業群のデータを分析・比較の上で役位毎に設定しております。また、固定報酬と賞与の比率についても世間水準を踏まえて役位毎に設定しております。取締役報酬については株主総会において承認された枠内で支給しております。

賞与については、毎年の計画達成や中長期的な取り組みへのインセンティブを高めるため、当該事業年度の連結業績の目標達成度や個人目標の到達度等を評価項目として、あらかじめ定めた算定式に従って支給額を決定します。

取締役報酬の具体的な支給額は、社外取締役が半数を占め社外取締役を委員長とする任意の「指名・報酬諮問委員会」の答申を踏まえて取締役会で決議された報酬体系に基づき、取締役会にて決定されています。

社外取締役については、業務執行から独立した立場での監督機能が重視されることから、業績を反映することは行わず、固定報酬のみで賞与は支給しません。

2) 監査役報酬

監査役報酬については、株主総会において承認された報酬額の枠内で、監査役の協議により決定し、支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況	主な活動状況
取締役	川村群太郎	取締役会14回中14回	必要に応じ、議案の審議に際して、グローバルに事業を展開する企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに発言を行っております。
取締役	古田 清和	取締役会11回中11回	必要に応じ、議案の審議に際して、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識をもとに発言を行っております。
監査役	森 恵一	取締役会14回中14回 監査役会17回中17回	必要に応じ、当社のコンプライアンス体制及びその他議案の審議に際して、専門的見地からの発言を行っております。
監査役	横尾 幸信	取締役会14回中14回 監査役会17回中17回	必要に応じ、議案の審議に際して、企業の経理・財務に関する豊富な知識に基づいた発言を行っております。
監査役	三原 秀章	取締役会11回中10回 監査役会12回中12回	必要に応じ、議案の審議に際して、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識をもとに発言を行っております。

なお、2019年1月に発覚した防衛装備品に関する不正行為につきまして、2020年1月に、特別調査委員会より調査報告書を受領し、再発防止のための取り組みを推し進めております。取締役川村群太郎並びに監査役森 恵一及び横尾幸信は、同不正行為の事実を事前には認識しておりませんでした。発覚後は徹底した調査及び再発防止を求めるとともに再発防止策の実施状況を監視するなど、その責務を果たしております。また、取締役古田清和及び監査役三原秀章は、同不正行為が行われていた時点では当社の社外役員の地位にありませんでしたが、就任後は、再発防止の徹底を求めるとともに、再発防止策の実施状況を監視するなど、その責務を果たしております。

また、再発防止に取り組む過程で2019年12月に実施したコンプライアンス総点検において、当社が製造する高圧ガス保安法適用のプレートフィン型熱交換器の製造において、溶接工程の一部を外注することにより、特定設備製造業者の登録時の申請内容と異なる方法で製造・検査を行っていた事実が発覚し、2020年3月に経済産業省から高圧ガス保安法に基づく登録特定設備製造業者の登録取消の行政処分を受け、また同年7月に欧州圧力機器指令 (Pressure Equipment Directive) への適合認証を取消されました。さらに、2020年5月12日に公表のとおり、過年度の退職給付債務の会計上の見積りに誤りがあったことが判明し、過年度の有価証券報告書等を訂正することといたしました。社外取締役

及び社外監査役は、事前にこれらの事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立ち、注意喚起をしており、これらの事実が明らかになった後は、原因究明のための徹底した調査、再発防止に向けた更なるコンプライアンス体制の強化策等について提言をするなどその責務を果たしております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	71百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	71百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、住友精密工業技術（上海）有限公司及び寧波住精液圧工業有限公司は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であると判断し、これに同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社都合の場合の他、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、及び、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」の決議を行ったうえで、株主総会の付議議案といたします。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	54,486	流動負債	36,003
現金及び預金	8,154	支払手形及び買掛金	6,062
受取手形及び売掛金	17,269	短期借入金	15,764
製品	4,411	1年内返済予定長期借入金	2,429
仕掛品	14,055	リース債務	124
原材料及び貯蔵品	8,088	未払金	3,054
その他	2,536	未払法人税等	462
貸倒引当金	△ 29	前受金	4,722
		賞与引当金	1,392
固定資産	22,998	工事損失引当金	14
有形固定資産	15,039	製品保証引当金	405
建物及び構築物	7,616	顧客補償等対応費用引当金	1,002
機械装置及び運搬具	2,383	資産除去債務	117
土地	4,299	その他	450
リース資産	129	固定負債	12,846
建設仮勘定	168	長期借入金	5,720
その他	441	リース債務	302
		製品保証引当金	996
無形固定資産	1,367	退職給付に係る負債	5,325
のれん	438	繰延税金負債	2
その他	929	資産除去債務	224
		その他	273
投資その他の資産	6,591	負債合計	48,850
投資有価証券	2,458	(純資産の部)	
長期貸付金	6	株主資本	28,380
退職給付に係る資産	1,584	資本金	10,311
繰延税金資産	2,360	資本剰余金	11,350
その他	204	利益剰余金	6,821
貸倒引当金	△ 22	自己株式	△ 103
		その他の包括利益累計額	△ 913
		その他有価証券評価差額金	148
		為替換算調整勘定	△ 453
		退職給付に係る調整累計額	△ 607
		非支配株主持分	1,168
資産合計	77,485	純資産合計	28,635
		負債及び純資産合計	77,485

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

科 目	金	額
		百万円
売 上 高		51,017
売 上 原 価		38,060
売 上 総 利 益		12,957
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,603
営 業 利 益		3,353
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	51	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	391	
そ の 他	237	680
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	210	
為 替 差 損	329	
納 期 遅 延 損 害 金	198	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	148	
そ の 他	163	1,051
経 常 利 益		2,982
特 別 利 益		
防 衛 装 備 品 関 連 損 失 引 当 金 戻 入 額	2,484	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	205	2,690
特 別 損 失		
た な 卸 資 産 評 価 損	267	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	180	
減 損 損 失	930	
顧 客 補 償 等 対 応 費 用 引 当 金 繰 入 額	1,002	2,381
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,291
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	560	
法 人 税 等 調 整 額	1,660	2,220
当 期 純 利 益		1,071
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		69
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,002

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	46,771	流動負債	33,487
現金及び預金	6,291	支払手形	2,193
受取手形	252	買掛金	4,136
売掛金	14,636	短期借入金	14,640
製成品	3,920	1年内返済予定長期借入金	2,429
仕掛品	12,185	リース債	24
原材料及び貯蔵品	6,038	未払金	1,751
前払費用	1,379	未払費用	460
前払入金	43	未払法人税等	125
未収金の他	1,862	前受金	4,648
貸倒引当金	△ 116	預り金	433
		設備関係支払手形	106
		賞与引当金	1,080
固定資産	21,849	工事損失引当金	14
有形固定資産	13,994	製品保証引当金	355
建物	7,040	顧客補償等対応費用引当金	1,002
構築物	412	資産除去債務	85
機械及び装置	1,890		
車両運搬具	2	固定負債	11,420
工具、器具及び備品	232	長期借入金	5,720
土地	4,299	リース債	47
リース資産	72	製品保証引当金	996
建設仮勘定	44	退職給付引当金	4,225
		資産除去債務	161
無形固定資産	228	その他	269
ソフトウェア	228	負債合計	44,907
投資その他の資産	7,626	(純資産の部)	
投資有価証券	759	株主資本	23,565
関係会社株	2,663	資本金	10,311
関係会社出資	230	資本剰余金	11,332
長期貸付金	5	資本準備金	11,332
関係会社長期貸付金	1,659	利益剰余金	2,024
長期前払費用	35	利益準備金	823
前払年金費用	1,746	その他利益剰余金	1,201
繰延税金資産	1,664	固定資産圧縮積立金	256
その他	149	繰越利益剰余金	944
貸倒引当金	△ 1,288	自己株式	△ 103
		評価・換算差額等	148
		その他有価証券評価差額金	148
資産合計	68,621	純資産合計	23,713
		負債及び純資産合計	68,621

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

科 目	金	額
		百万円
売 上 高		41,522
売 上 原 価		34,130
売 上 総 利 益		7,391
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,917
営 業 利 益		1,474
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	547	
そ の 他	147	694
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	146	
為 替 差 損	144	
納 期 遅 延 損 害 金	198	
そ の 他	73	562
経 常 利 益		1,607
特 別 利 益		
防衛装備品関連損失引当金戻入額	2,415	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	205	2,621
特 別 損 失		
顧 客 補 償 等 対 応 費 用 引 当 金 繰 入 額	1,002	
た な 卸 資 産 評 価 損	267	
減 損 損 失	871	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	180	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	276	2,598
税 引 前 当 期 純 利 益		1,630
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	112	
法 人 税 等 調 整 額	1,743	1,856
当 期 純 損 失		225

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年8月31日

住友精密工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 玉井 照久 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井尾 武司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友精密工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友精密工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において過年度の誤謬の訂正を行い、累積的影響額を期首の純資産の帳簿価額に反映している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年8月31日

住友精密工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 玉井 照久 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井尾 武司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友精密工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において過年度の誤謬の訂正を行い、累積的影響額を期首の純資産の帳簿価額に反映している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について随時報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は、2019年1月に、防衛省との防衛装備品等に係る契約に関して費用の過大請求を行っていた事実が発覚しました。これを受け、外部の独立した専門家からなる特別調査委員会を設置し、事実関係の解明、原因究明、類似案件の有無等の調査及び再発防止策の検討を実施し、本年1月に調査報告書を受領、開示いたしました。

この特別調査委員会からの提言も入れて、再発防止に向け改善が図られつつあることを監査役会は、取締役及び使用人等からの報告及び説明を通じて確認しており、引き続きその実施状況を注視してまいります。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、事業報告にも記載されております以下の二つの項目を除き、指摘すべき事項は認められません。
一つは、昨年の防衛装備品に係る不正行為の再発防止策及び諸改革を進めている中で、熱交換器事業における不適切事案が発覚した件であり、もう一つは退職給付債務計上不足が判明し、過年度にわたり四半期報告書、有価証券報告書等に訂正が発生した件であります。
熱交換器に関する不適切事案においては、本年3月に経済産業省から高圧ガス保安法の規定に基づき、工場認定取り消し等の行政処分を受け、又、海外向け製品においては、同年7月に欧州圧力機器指令への適合認証の取り消し処分を受ける事態となっております。本件についての調査の結果、原因として、コンプライアンス意識の欠如、誤った品質意識、法規等に関する知識不足、現場におけるチェック体制の不備等が確認されております。
又、過去の退職給付の会計処理についての誤謬は、退職給付会計に使用する退職給付債務を計算する対象を網羅的に特定できていなかったことによるものであり、退職給付債務の見積に関する決算・財務報告プロセスの内部統制の不備に起因するものと認識しております。
これらの重大な事態の発生を受けて、会社は不適切な工程や業務プロセスの是正を進める一方、再発防止のために内部統制に関してより一層の充実を図ることとしております。監査役会としては、内部統制システムの整備と運用に関しさらなる強化が不可欠との認識に立ち、これらの事案に対する再発防止策の実施状況とともに、内部統制システムの改善状況を監視及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. その他

事業報告にも記載されている新型コロナウイルス感染症拡大については、これを深刻な外部要因の課題ととらえ感染拡大防止や感染者発生の影響最小化のため、様々な施策を進めていると共に、業績への直近および中長期的な影響の見極めとその対策、さらにはこの事態が終息した後の当社事業環境にもたらされる変化に適應していくための準備が行われていることを確認しております。

当監査役会は、本件を内部統制におけるリスク管理に係わる重要な課題と位置づけ、今後も会社の対応状況を注視してまいります。

2020年9月1日

住友精密工業株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 高橋 歩 ㊟

監査役 (非常勤) 森 恵一 ㊟

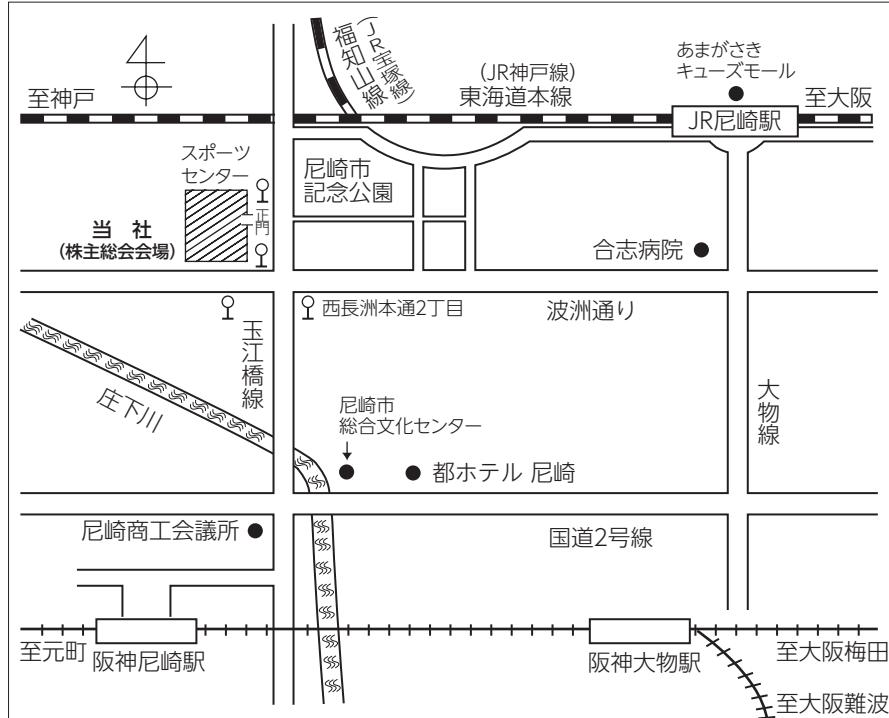
監査役 (常勤) 横尾 幸信 ㊟

監査役 (非常勤) 三原 秀章 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

(JR尼崎駅又は阪神尼崎駅から徒歩約15分)



〔交通〕

● JR尼崎駅南のりば (阪神バス利用)

阪神尼崎行
阪急武庫之荘行
阪神出屋敷行
にて「西長洲本通2丁目」下車

● 阪神尼崎駅 (阪急バス利用)

阪急川西能勢口行
阪急塚口行
伊丹営業所前行
にて「スポーツセンター」下車

〔お願い〕

- ご来場された株主様にお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- ご来場の際は、正門よりご入場ください。(南門からはご入場いただけません)

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

